

屋外広告業登録業者各位

令和5年度屋外広告物講習会の開催について（ご案内）

日頃から富山県及び富山市の屋外広告物行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、このたび、令和5年度屋外広告物講習会を別紙のとおり開催することとなりました。

この講習会は、富山県及び富山市の屋外広告物条例に基づき開催するもので、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得していただくものです。

つきましては、業務主任者の資格者の増員をお考えの貴社従業員様や、屋外広告物に関する基礎的な知識を修得したい方におかれましては、受講されますようご案内いたします。

なお、本講習会の受講申込みについては、別紙をご参照の上、富山県屋外広告美術協同組合までお願い申し上げます。

<申込み先>	富山県屋外広告美術協同組合	TEL 076-424-7740
<問合せ先>	富山県土木部建築住宅課	TEL 076-444-9661（直通）
	富山市活力都市創造部景観政策課	TEL 076-443-2109（直通）

富山県・富山市

令和5年度屋外広告物講習会の開催要領

- 1 主 催 富山県、富山市
- 2 開催日時 令和5年8月7日(月)
午前9時30分から午後4時30分まで
(受付は午前9時からとし、受講者の住所別で受付いたします。)
- 3 開催場所 富山県民会館 701号室
(富山県富山市新総曲輪4番18号 TEL 076-432-3111)
- 4 受講定員 30名(1業者につき1名を限度とし、受講申込の先着順とする。)

講習会日程	時 間	内 容
	9:30~12:00	屋外広告物に関する法令
	13:00~14:20	屋外広告物の表示の方法に関する事項
	14:30~15:50	屋外広告物の施工に関する事項
	16:00~16:30	考査

- 6 受講申込先 富山県屋外広告美術協同組合
(〒939-8093 富山市大泉東町一丁目11番28号 電話076-424-7740)
※住所が富山市の方は市長宛の申込書、富山市以外の方は県知事宛の申込書に記入のうえ、上記申込先へ提出ください。

申込期限 令和5年7月26日(水)

- 7 受講手数料 3,000円
※納付方法は、受講者を決定したときに通知する。

- 8 講習会の課程の一部免除

次に掲げる資格をお持ちの方は、講習科目のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の課程を受講しなくても講習会修了証書を交付します。(ただし、受講手数料3,000円は変わりません。)希望される方は、資格を証する書類の写しを、申込書に添付して提出願います。

資格の根拠法	施工に関する課程が免除となる資格
建築士法第2条第1項	一級建築士、二級建築士又は木造建築士
電気工事士法第2条第4項	第一種電気工事士又は第二種電気工事士
電気事業法第44条第1項	第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状
職業能力開発促進法	職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者(帆布製品製造取付けに係るものに限る。)

- 9 当日必要なもの 筆記用具、受講手数料
受講テキスト(株)ぎょうせい「屋外広告の知識第4次改訂版」3冊
※「屋外広告の知識」をお持ちでない方は、当日、会場にて購入することができます。(3冊セット価格7,790円)購入希望者は、受講申込時にその旨を伝えてください。(様式自由)
- 10 講習会修了証書 講習会の課程を修了された方に、後日、屋外広告物講習会修了証書を交付します。

令和5年度屋外広告物講習会プログラム

日 時 令和5年8月7日（月） 午前9時30分～午後4時30分

場 所 富山県民会館 701号室

富山市新総曲輪4番18号 TEL 076-432-3111

日 程

内 容	時 間	講 師
屋外広告物に関する法令	9：30～12：00	県建築住宅課 担当者 市景観政策課 担当者 市建築指導課 担当者 県道路課 担当者 富山県行政書士会
屋外広告物の表示の方法に関する事項	13：00～14：20	富山大学芸術文化学部講師 岡本 知久 氏
屋外広告物の施工に関する事項	14：30～15：50	有限会社フジサワ建装 専務取締役 河合 知広 氏
考 査	16：00～16：30	

屋外広告物講習会受講申込書

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

(郵便番号)

住 所

申請者 ふりがな 氏 名

生年月日

電話番号

富山県屋外広告物条例第 26 条第 1 項の規定による講習会の受講を申し込みます。

受講する課程	(1) 全課程 (法令、表示方法、施工) (2) 広告物の施工に関する事項の受講免除		
勤 務 先	名称 所在地	電 話	
広告物の施工に関する事項の課程の免除を受ける資格 <small>(該当する資格に ○印を記入すること。)</small>	資 格	取得年月日	番 号
	(1) 建築士法関係 ア 1 級建築士 イ 2 級建築士 ウ 木造建築士 (2) 電気工事士法関係 ア 第 1 種電気工事士 イ 第 2 種電気工事士 (3) 電気事業法関係 ア 第 1 種電気主任技術者 免状を有する者 イ 第 2 種電気主任技術者 免状を有する者 ウ 第 3 種電気主任技術者 免状を有する者 (4) 職業能力開発促進法関係 (帆布製品製造取付けに係るものに限る。) ア 職業訓練指導員免許所持者 イ 技能検定合格者 ウ 職業訓練修了者		

様式第24号(第26条関係)

屋外広告物講習会受講申込書			
(宛先)富山市長		年 月 日	
富山市屋外広告物条例第31条第1項の規定による講習会の受講を次のとおり申し込みます。			
申 込 者	ふりがな		生年月日
	氏名		年 月 日
	現住所	郵便番号(-)	
	電話番号		
	勤務先	名称	
所在地		電話番号	
受講する課程	1 全課程(法令、表示方法、施工) 2 一部課程(施工除く)		
講習会の課程を一部 免除される資格等 (「受講する課程」欄 において 2 を選択し た者のみ)	資 格	取得年月日・番号	
	ア)建築士法(昭和25年法律第202号)第2 条第1項に規定する建築士	年 月 日第	号
	イ)電気工事士法(昭和35年法律第139 号)第2条第4項に規定する電気工事士	年 月 日第	号
	ウ)電気事業法(昭和39年法律第170号) 第44条第1項に規定する第一種電気主 任技術者免状、第二種電気主任技術者 免状又は第三種電気主任技術者免状 の交付を受けている者	年 月 日第	号
	エ)職業能力開発促進法(昭和44年法律 第64号)に基づき帆布製品科に係る職 業訓練指導員免許を受けた者若しく は職業訓練を修了した者又は帆布製 品製造に係る技能検定に合格した者	年 月 日第	号

備考

- 「受講する課程」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 講習会の課程の一部免除を受けようとする者にあつては、資格を有することを証する書類を添付すること。

富山県民会館周辺図



交通のご案内

- ・ 富山駅(南口)から徒歩10分
- ・ 地鉄バス主要路線 市役所前下車
- ・ 北陸自動車道、富山インターから15分
- ・ 富山ぎとぎと空港から富山駅直通バス25分

周辺駐車場のご案内

- ・ 県庁 P 土・日・祝のみ (この場合は、8:00~22:30)
- ・ 市役所 P 平日 (8:00~22:00 (冬間~19:00))
- ・ その他 P 年中無休 (土・日・祝日 9:00~22:00 (冬間~19:00))
- ・ 県民会館駐車場として利用できます (この場合は、8:00~22:30)
- ・ ANA クラウンプラザ ホテル (24時間)

富山県民会館

〒930-0006
 富山市新総曲輪4番18号
 TEL 076(432)3111
 FAX 076(432)0853
 URL <http://www.bunka-toyama.jp/kenminkaikan/>